

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	厚生年金基金の平成25年度財政決算結果について	……………P1
【コラム】	厚生年金基金の解散・代行返上はなぜ時間がかかるのか？	……………P7

厚生年金基金の平成25年度財政決算結果について

1. はじめに

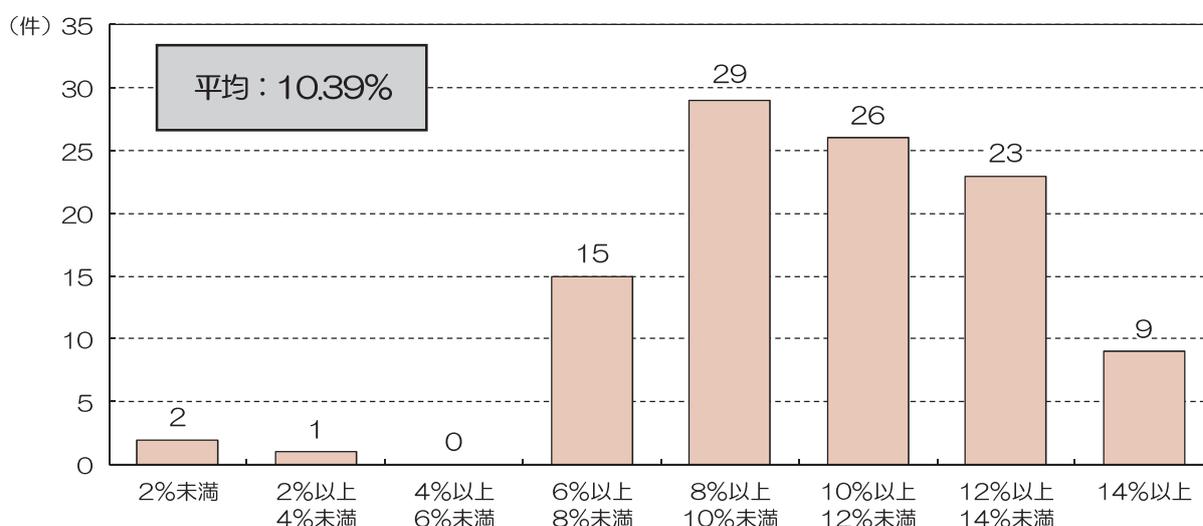
弊社総幹事の厚生年金基金（以下「基金」）105基金の平成25年度財政決算結果がまとまりましたので、資産運用利回りの分布状況および財政検証の結果の概況等をご案内します。

2. 資産運用利回りについて

平成25年度資産運用利回り（運用報酬・業務委託費等控除後）の分布状況は、図1の通りです。資産運用利回りの平均は10.39%（前年度11.99%）と、昨年に引き続き10%台を記録しています。分布状況は、8.0%～10.0%の基金がもっとも多くなっています。

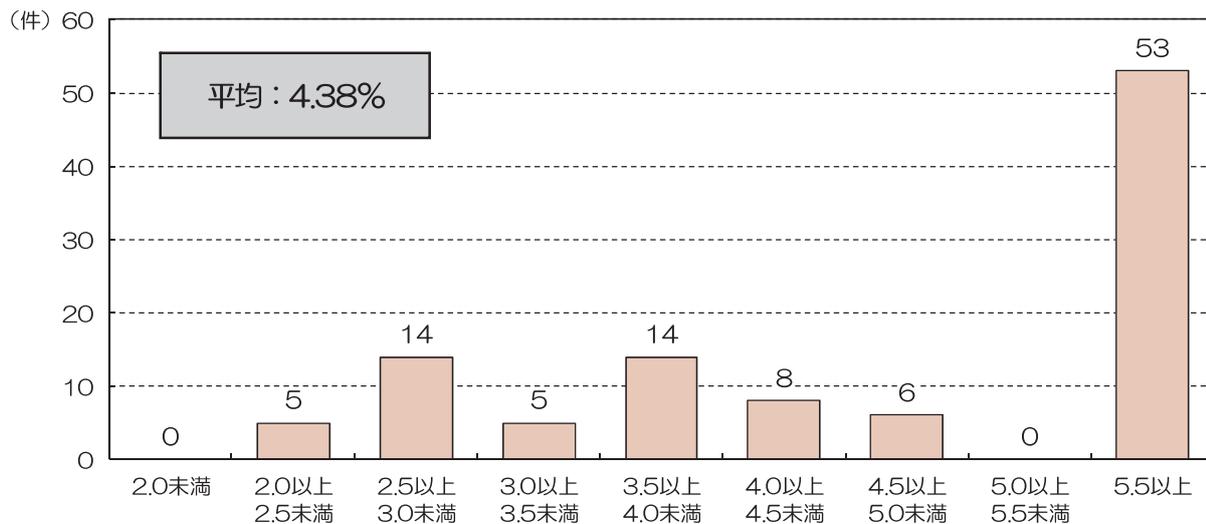
理論的には、代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すれば、利差損益は発生しません。平成25年度は、厚生年金本体利回り8.22%、プラスアルファ部分の予定利率の平均4.38%（図2）と、前年度と同様に資産運用利回りが厚生年金本体利回りおよびプラスアルファ部分の予定利率のいずれも上回ったことから、多くの基金において利差益が発生する結果となりました。

<図1>資産運用利回りの分布状況（平成25年度）



（注）資産運用利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

<図2> プラスアルファ部分の予定利率の分布状況 (平成25年度)



(注) 加算型の基金については、加算部分の予定利率を集計している。

3. 積立水準 (継続基準・非継続基準) について

財政検証のうち、継続基準および非継続基準の積立水準についてご案内します。なお、グラフ上 (図3～10) では、解散計画・代行返上計画 (→4ページご参照) を実施中の基金も集計対象に含めています。

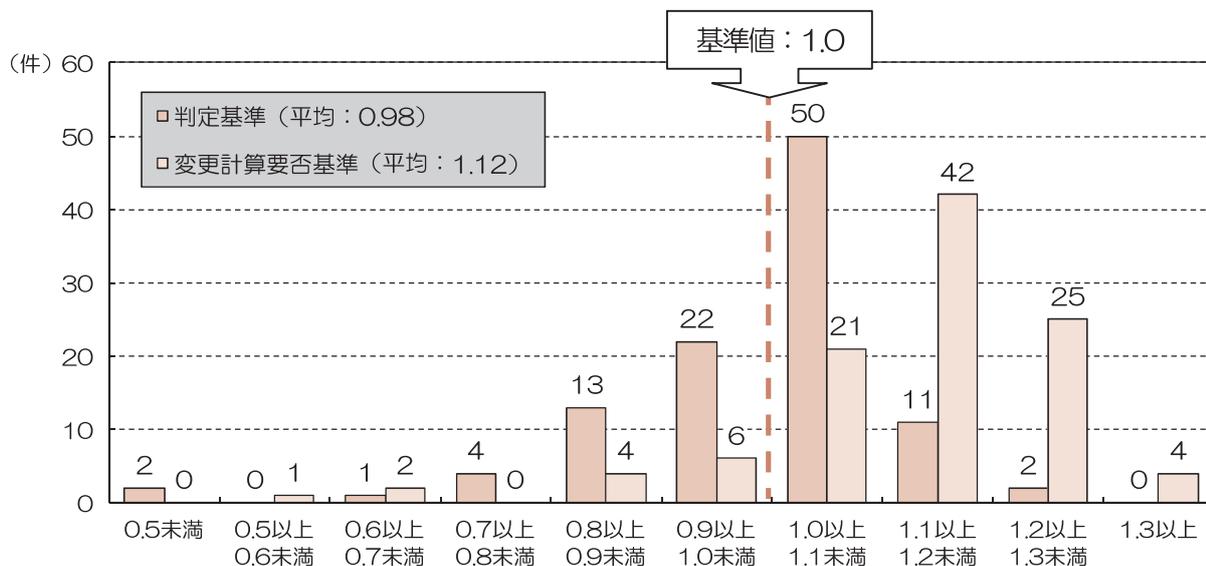
(1) 継続基準

継続基準の財政検証においては、まず、「純資産額÷責任準備金」の値が1.0以上であることが求められます。責任準備金は、制度が今後も継続するために現時点で確保しておくべき額であり、純資産額は、資産評価調整額を考慮せず時価で判定することとされています。

一方、変更計算の要否の判定においては、純資産額に資産評価調整額を加算した数理上資産額を用います。上記の継続基準の判定基準を満たしておらず、さらに「(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金」の値が1.0未満の場合には、掛金の見直し (変更計算) が必要となります。

平成25年度の財政決算結果をみると (図3)、弊社総幹事先 (解散・代行返上計画を実施中の基金を除く) の67%が継続基準を満たしています。また、掛金の見直しが必要となった基金は、弊社総幹事先 (解散・代行返上計画を実施中の基金を除く) の9%であり、残り91%の基金では見直しが不要となりました。

<図3> 継続基準の積立水準の分布状況 (平成25年度)



(注) 判定基準：純資産額 ÷ 責任準備金

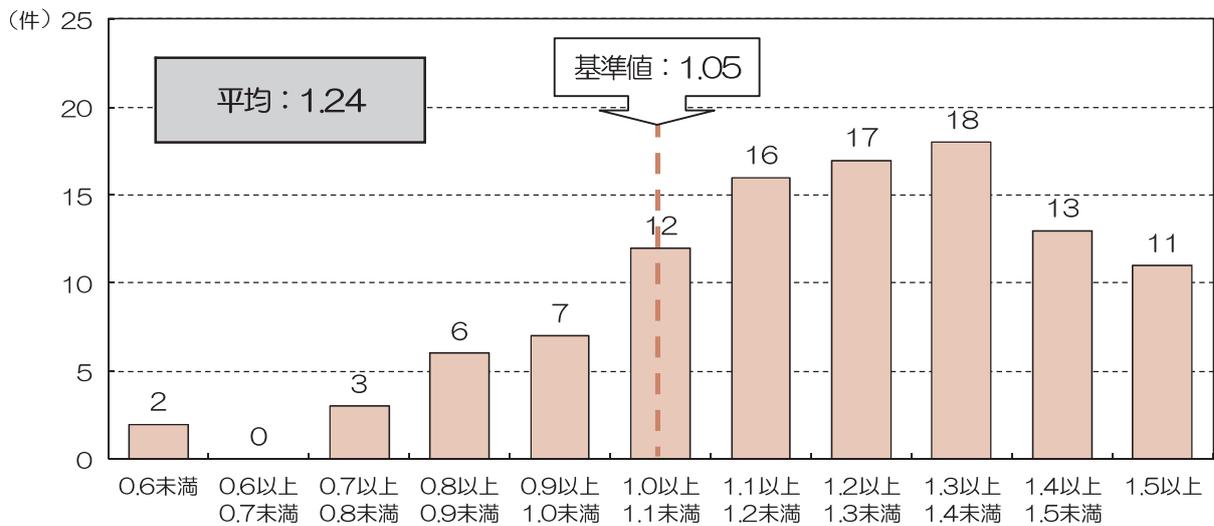
変更計算要否基準：(数理上資産額+許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

(2) 非継続基準

非継続基準における「純資産額÷最低責任準備金」および「純資産額÷最低積立基準額」の分布状況は、図4および図5の通りです。非継続基準の財政検証では、「純資産額÷最低責任準備金」が1.05以上かつ「純資産額÷最低積立基準額」が0.94以上であれば、掛金の見直しは不要です（このほか、過去3事業年度の実績等により掛金の見直しが不要となる場合があります）。図4をみると、全体の24%の基金で最低責任準備金に対する積立水準が基準値である1.05を下回っています。さらに、図5においては、65%の基金で最低積立基準額に対する積立水準が基準値である0.94を下回っています。

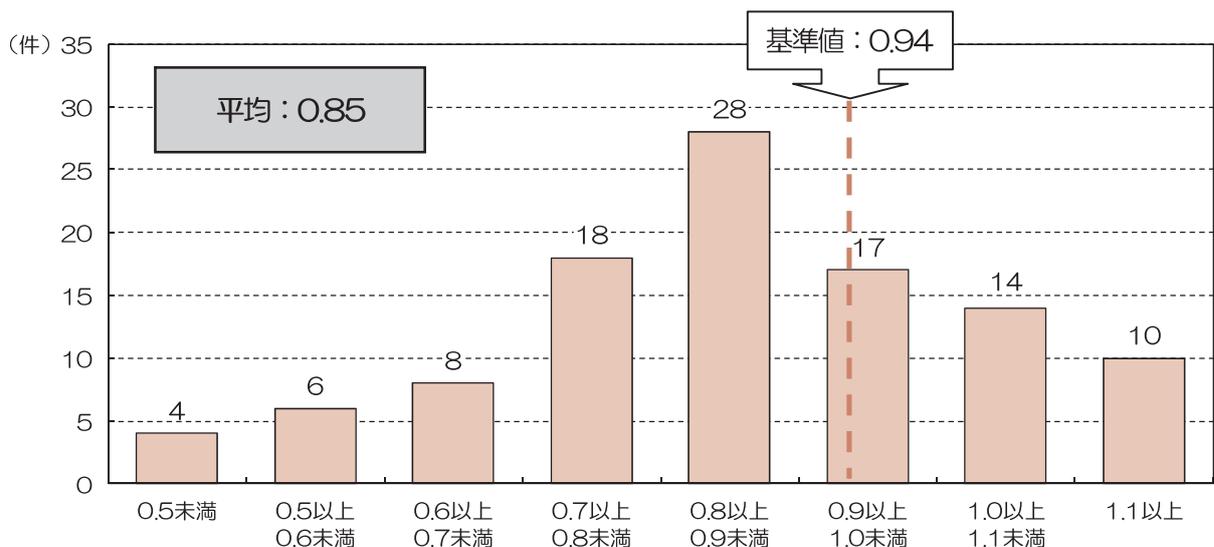
なお、『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律』（以下「改正法」）の施行により、平成26年4月以降は、「期ずれの補正」「8号方式における係数（0.875）の見直し」など最低責任準備金の算定方法の見直し（精緻化）措置が適用されます（詳細は、弊社『企業年金ノート』2014年3月号（No.551）をご覧ください）。上記の精緻化を平成25年度財政決算で適用したとする場合、非継続基準の積立水準は、平均で約9%低下します（図6）。

<図4>非継続基準の積立水準（純資産額÷最低責任準備金）の分布状況（平成25年度）



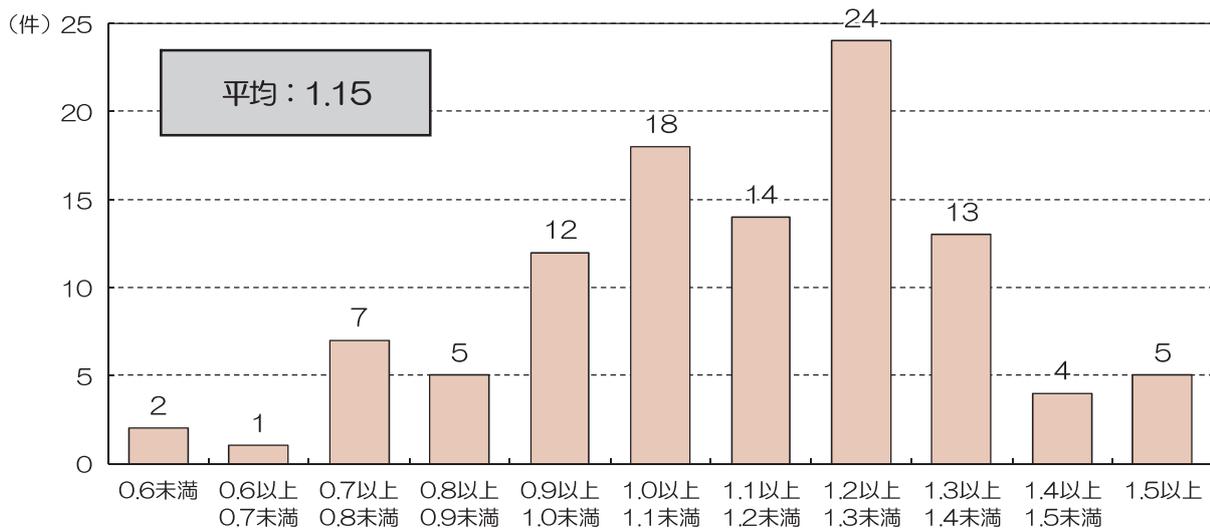
(注)「1.0以上 1.1未満」(12件)の内訳は、1.0以上 1.05未満が7件、1.05以上 1.1未満が5件である。

<図5>非継続基準の積立水準（純資産額÷最低積立基準額）の分布状況（平成25年度）



(注)「0.9以上 1.0未満」(17件)の内訳は、0.9以上 0.94未満が4件、0.94以上 1.0未満が13件である。

<図6>最低責任準備金の精緻化を適用した場合の非継続基準の積立水準の分布状況（平成25年度）



(注) 見直し後係数の遡及適用は行わない前提としたもの。

(3) 継続基準・非継続基準の積立水準の推移

各種積立水準の過去8年間の推移は、図7～図9の通りです。

平成25年度の積立水準の平均値は、運用利回りが高い水準で推移していることもあり、いずれの水準も平成24年度に比べ上昇しています。継続基準と非継続基準の積立水準を比べると、非継続基準の積立水準の上昇幅がやや大きくなっています。

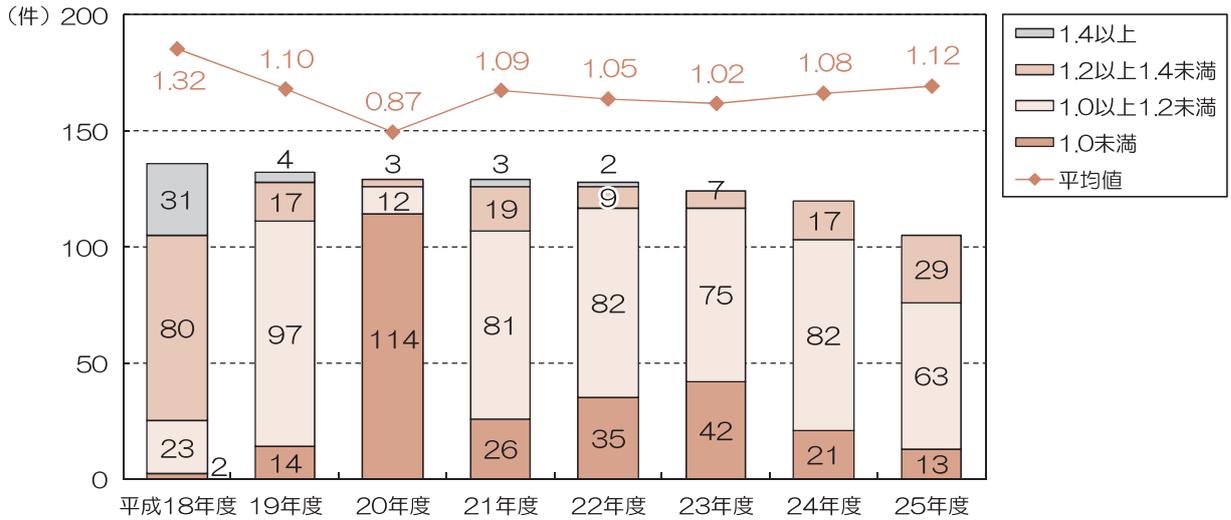
これは、継続基準と非継続基準とで代行部分に債務評価に使用する利率の違いによるものが大きいと考えられます。継続基準においては、前述の「2. 資産運用利回りについて」の中で述べたように、代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すると利差損益は発生しません。一方、非継続基準においては、代行部分の債務（最低責任準備金）の計算に関して最大1年9ヶ月「期ずれ」があることを考慮しなければなりません。非継続基準に用いる平成25年度の最低責任準備金の計算利回りは約3.97%（平成25年4月～12月は平成23年度の厚生年金本体利回り2.17%、平成26年1月～3月は平成24年度の厚生年金本体利回り9.57%を用いて算出）と、継続基準に用いる平成25年度の最低責任準備金調整額の計算利回り8.22%を下回っているため、継続基準よりも積立水準の上昇幅が大きくなっています。

(4) 解散・代行返上計画を実施中の基金の財政検証について

改正法の施行後5年以内に代議員会の議決または基金の事業の継続の不能により解散しようとする場合、ならびに代行返上を行い確定給付企業年金に移行しようとする場合は、「解散計画」または「代行返上計画」を厚生労働大臣に提出することができます。解散・代行返上計画では、解散・代行返上予定日における積立目標を設定することとなっており、積立目標とする債務に対する解散・代行返上予定日における積立水準が計画作成時の直前の財政決算時と比較して低下しないこと、標準報酬総額に対する掛金総額の比率が低下しないこと等が求められます。計画を提出した基金は、従来の財政検証に代えて、当該計画に定めた積立目標を達成することが可能かどうかを検証することとされています。

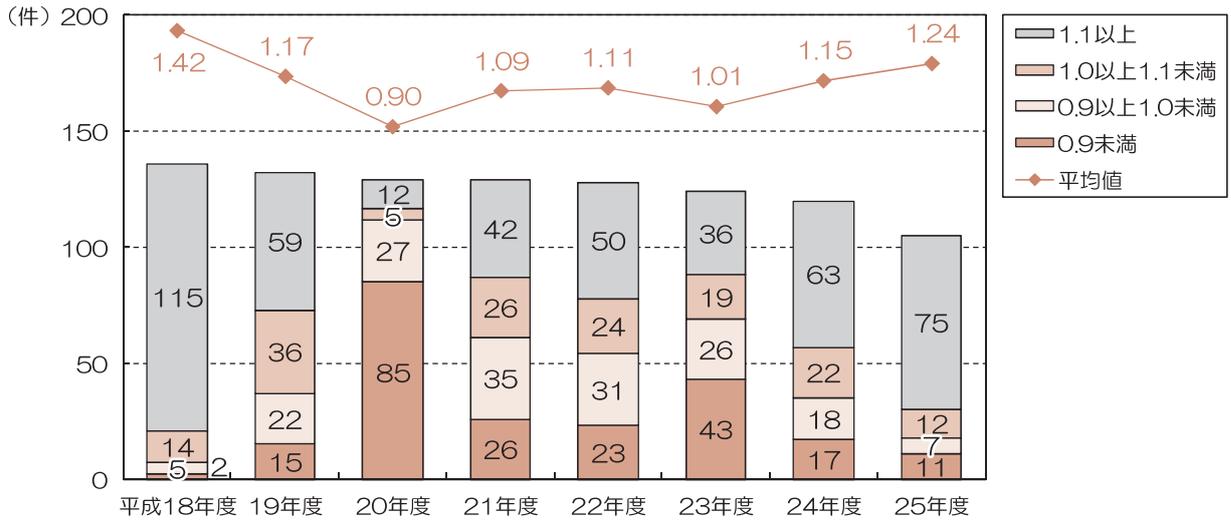
平成25年度の財政決算においては、資産運用利回りが高い水準であったため、弊社総幹事先の解散計画・代行返上計画実施中の全基金において、当該計画作成時に定めた積立目標を達成しています。

＜図7＞継続基準の積立水準の推移

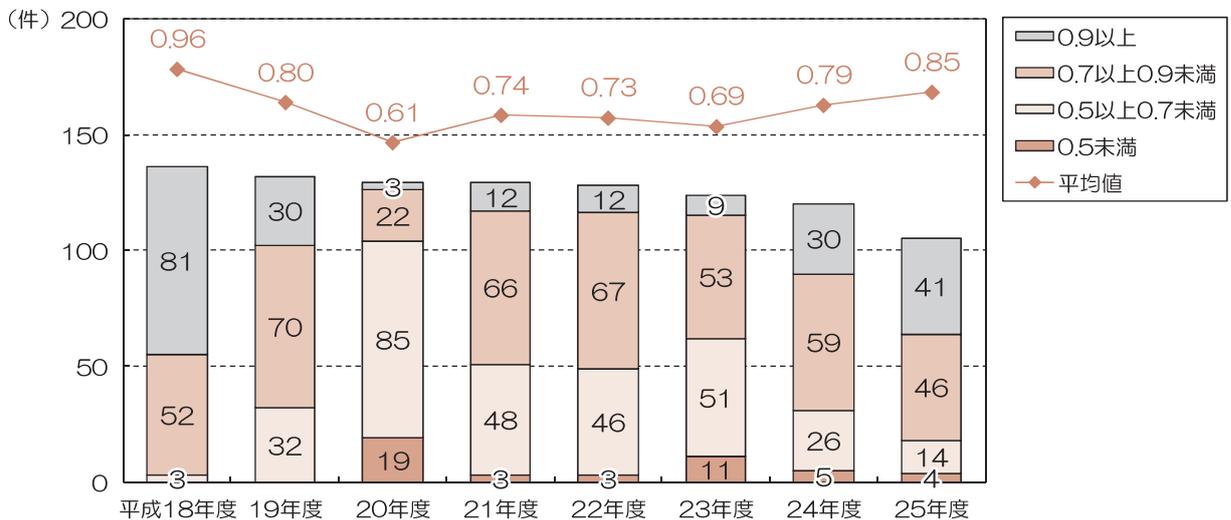


(注) 平成23年度までは、積立水準 = (純資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金
 平成24年度以降は、積立水準 = (数理上資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

＜図8＞非継続基準の積立水準（最低責任準備金ベース）の推移



＜図9＞非継続基準の積立水準（最低積立基準額ベース）の推移



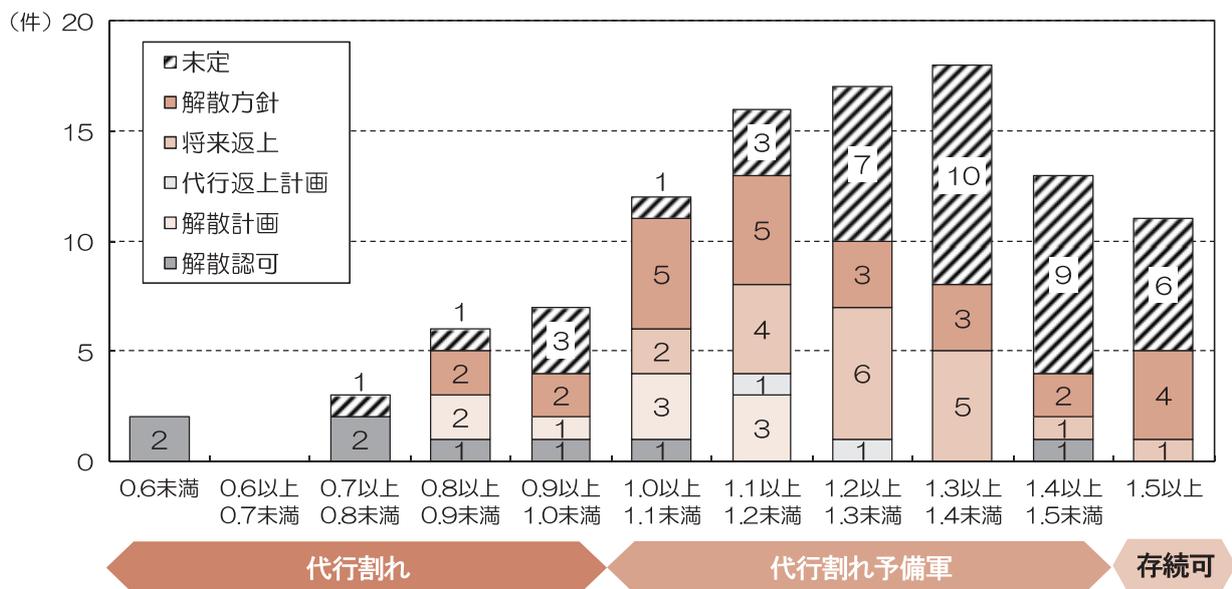
4. まとめ

平成25年度は、資産運用利回りが平均で10.39%と前年度同様に高い水準で推移したため、継続基準において変更計算が必要な基金は大幅に減少しました。しかしながら、非継続基準については、積立水準は改善したものの、最低積立基準額ベースで基準を満たしていない基金がなお半数以上を占めています。

4ページの図6でも述べた通り、最低責任準備金の精緻化を適用した場合、大半の基金において非継続基準の積立水準が低下することが想定されます。また、非継続基準に抵触した場合の掛金の見直し方法が変更されたため、平成26年度の財政決算においては、非継続基準に抵触した場合に掛金の大幅な引上げを要する基金が増加することが見込まれます。

厚生年金基金制度の見直しにおいては、代行割れリスクの度合いに応じた対応方針が示されており、代行割れ基金には「改正法施行後5年以内の早期解散」を、代行割れ予備軍の基金には「他制度へ移行または解散」を促すこととされています。今後、解散または代行返上により他制度への移行を目指す基金においては、解散計画または代行返上計画を提出することで、解散・代行返上時の積立目標のみを目指した財政運営も可能とされています。一方で存続を目指す基金においては、平成31年度以降は、継続基準・非継続基準に加え、存続基準を満たす必要があります。今回の財政決算における積立水準で見た場合（図10）、代行割れ基金の約7割、代行割れ予備軍の約6割の基金が、既に解散または代行返上に向けた対応を進めています。今後の対応方針をまだ決定していない基金においては、早期に今後の対応方針を検討・決定することが必要です。

<図10>積立水準（最低責任準備金ベース）および今後の対応方針の検討状況（平成26年8月末時点）



(注) 解散・代行返上計画を実施中かつ将来返上を行った基金は、「解散計画」「代行返上計画」に計上。

<ご参考資料>

りそな企業年金研究所レポート「厚生年金基金の制度改正に係る解説（第2版）」

http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/report201404_2.pdf

企業年金ノート2014年3月号（No.551）「厚生年金基金の最低責任準備金の算出方法の見直し（精緻化）について」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201403.pdf>

（年金信託部 小松 豊）

りそなコラム

厚生年金基金の解散・代行返上はなぜ時間がかかるのか？

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年6月19日成立）の施行により、厚生年金基金を解散して確定給付企業年金など他の制度への移行を検討する基金が増えています。しかし、基金を解散するにあたっては、意思決定機関である代議員会での解散方針が議決され、最初の手続きである記録整備開始から実際に解散が認可されるまで1年半程度、解散が認可されてから法人としての基金の清算手続きが終わるまで1年半以上を要し、標準的な工程で約3年以上かかるという驚かれる方も少なくありません。

今回のコラムは、とある厚生年金基金の「A理事」から質問を受けた某信託銀行の担当営業マン「B係長」と、その上司「C課長」との間のディスカッションです。

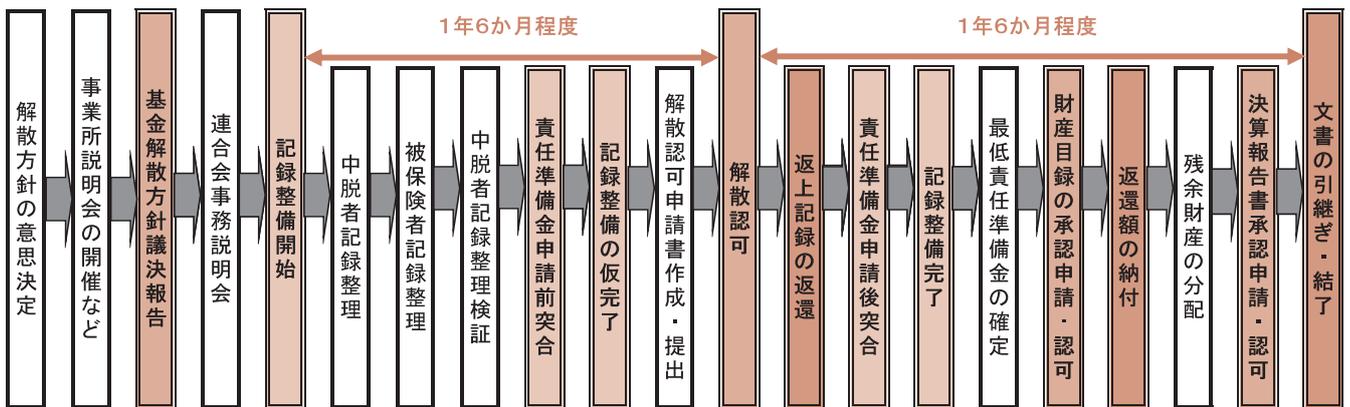
B係長：厚生年金基金を解散するにあたり、「認可まで1年半も時間がかかるのはなぜか？」とA理事から質問を受けたのですが、その場では上手く説明できず後日回答することとしました。私もそんなに時間がかかるとは思わなかったのですが、本当にそんなに時間を要するのでしょうか。

C課長：事実です。基金が解散の方針を決定しても、実際に解散が認可されるまでには概ね1年半以上かかります。基金によってはもっとかかる場合もあります。

+ B係長：なぜそんなに時間がかかるのですか。

C課長：それでは、事務処理のスケジュール表を見ながら説明しましょう。このスケジュール表は、全体の流れがわかるように基金の解散事務処理に係る主要項目を並べたものです。実際には、この間にも細かな工程があり、それら一つ一つを確実にこなしていくことで、次の工程に進むことができます。

<解散事務のスケジュール表（イメージ）>



B係長：具体的には、どの辺で時間がかかるのですか。

C課長：基金の解散は、基金が支給義務を負っている加入員および受給権者全員について今後の支給義務を日本年金機構に引き継ぐこと、責任財産としての最低責任準備金を国に納付すること、残余財産を確定のうえ余剰があれば分配（または他制度へ引き継ぎ）し不足額があれば納付計画に従って完納すること、および、債権債務関係を清算して法人として消滅すること、など一連の手続きをいいます。基金が支給義務を負っている加入員および受給権者全員について「漏れなく」支給義務を日本年金機構に引き継ぐためには、対象者全員の正確な「記録の整備」が必要で、このために数々の細かな工程が設けられており、時間を要するのです。

B係長：細かな工程とは、具体的にはどのようなものですか。

C課長：基金が代議員会で解散を決議し、厚生局へ提出した解散計画が内諾を受けると、解散に向けての動きが始まります。記録整備の最初の段階は、対象者の確定と基礎年金番号の捕捉です。新卒社員などで基金加入時に基礎年金番号が登録されていない場合がありますが、記録整備は基礎年金番号を元に行うため、基礎年金番号がないと記録突合やその後の手続きが進まないのです。

B係長：誰が基礎年金番号の未登録者かは、受託機関で調べられますよね。基金から事業所へ照会すればすぐに判るのではないですか。

C課長：最近の新規加入員で現役社員であれば、調べるのはそれほど困難ではありません。しかし、基礎年金番号を登録しないまま該当者が退職してしまい連絡が取れなくなったり、事業所が閉鎖され

厚生年金基金の解散・代行返上はなぜ時間がかかるのか？

て既に存在しなかったりして何十年も経つと、基金が後から調べるのは結構大変なのです。

B係長：氏名や生年月日から調べることはできないのですか。

C課長：厚生局を通じて調べることはできますが、そもそも資格取得届を提出する際に氏名の誤記・誤読があったりすると、検索しても見つけることは非常に困難です。例えば、「幸江」さんという名前を見て、貴方なら何と読みますか。振り仮名を本人が記載していれば間違えることはないでしょうが、資格取得届は事業所が作成するので、採用時の身元確認を運転免許証や学生証で行っていると、本名は「ユキエ」さんなのに間違えて「サチエ」と登録されてしまう場合があります。これでは、いくら「ユキエ」さんで検索しても、本人情報を見つけては困難です。また、生年月日が違うことも少なくありません。

B係長：そういえば、基金の「D事務長」がこんな話をしていました。先日、間もなく年金受給を迎える方から電話がかかってきて、「何の案内も来ない」というお叱りを受けたのですが、調べてみたら、基金の記録ではまだ50歳だったので、「失礼ですがご本人ですか？」と聞いたらさらに怒られたとの事でした。ところが詳しく話を聞いてみると、どうも年齢を10歳ごまかして就職していたようで、最後にはご本人も思い出して笑っていたとか。

C課長：記録整備を始めると、全く別人の筈なのに、同じ基礎年金番号を持った人が見つかるということもあります。

B係長：平成21年に、厚生年金の被保険者記録と基金記録との突合をしているので、そういう誤登録は解消した筈ではないのですか。

C課長：平成21年の記録突合は、その時点での生存者のみを対象としており、故人は記録突合の対象になっていません。

B係長：故人の記録も何か関係するのですか。

C課長：現行法令では、解散時に国庫へ納付する最低責任準備金の計算は、「平成11年9月末時点の生存者」および「平成11年10月以降に基金に加入した人全員」を対象としています。平成11年9月末以前に退職し、平成11年9月末時点では生存していたものの平成11年10月以降に支給開始待ちのままお亡くなりになった方も含めて最低責任準備金の計算対象になります。

適正な納付額の計算をするためには、最低責任準備金の計算対象となる人について、故人も含めて、基礎年金番号だけでなく新規加入から解散認可までの毎月の標準報酬の履歴が、基金の管理する加入員記録と日本年金機構の管理する厚生年金被保険者記録との間で完全に一致している必要があります。加入員によっては40年間の給与明細を照合するような作業になります。40年前の給与の記録がたとえ1000円違っていたただけだとしても、なぜ違いが生じたかを当時の資料を探し出して確認する必要があります。

B係長：ものすごく大変だということが、ようやくわかってきました。

C課長：また、支給義務を日本年金機構に引き継ぐ対象者の基礎年金番号や標準報酬の履歴が一致しているか、国庫へ納付する最低責任準備金が正しく算出できるかという点でリハーサルを繰り返して、速やかに引継ぎができる水準に達しておくことが求められます。当該水準が満たされていなければ、解散認可申請を提出できないのです。

B係長：だから時間がかかるのですね。

C課長：繰り返しますが、厚生年金基金の解散で最も大変なのは、基金が支給義務を負っている加入員・受給権者全員について「漏れなく」支給義務を日本年金機構に引き継ぐことです。基金が加入員および受給権者として把握している人は勿論、基金が死亡失権者または中途脱退者だと認識している人についても、本当に死亡失権しているか、または企業年金連合会へ移換しているか等を、全て確認しなければなりません。それが解散する厚生年金基金としての義務なのです。

B係長：なるほど、「漏れなく」ですね。本人にしてみたら「漏れなく」ってあたりまえですね。これらの事務が滞りなく果たされるよう、お客さまに丁寧にご案内申し上げるよういたします。

企業年金ノート No.557

平成26年9月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>